

四国地区不動産公正取引協議会

平成23年度事業計画

平成20年6月、消費者行政推進基本計画が策定され、景品表示法は消費者庁へ移管されたことに伴い、消費者行政の体制はますます強化されつつある。

また、近年、規制緩和の進展に伴い、消費者への適切な情報の提供を推進し、消費者の適正な商品選択を確保していくことが重要な課題となっている。

そうした中で、当協議会にあっても、不動産広告における不当に顧客の誘引を防止し、もって公正な競争を確保するという基本理念の下、より消費者の立場に立った公正競争規約の運用が求められているところである。

とりわけ、インターネットを利用した広告等、新しい媒体による広告宣伝が急増しており、こうした新しい広告媒体についても見落としのないよう適正な表示の指導に努めるとともに、長引く不況の下で、消費者の購買意欲を掻き立てようとしての違反広告の増加も予想され、厳しい監視の目が要求されるものと思われる。

更に、表示規約の見直しに関しては、社会経済情勢に適応したものとなるよう要望活動を行い、業界の社会的地位の向上を図る上にも、研修業務の充実を図り、協議会の目的である表示規約、景品規約等の適正且つ効率的な運営に努めることとする。

平成23年度は、次の事業を重点事業として支部活動を推進する。

1．公正競争規約並びに関連法令に関する周知徹底と研修事業

各県支部を構成する会員に対して、不動産広告の適正な表示の指導に努めるとともに、支部単位での研修会を実施し、消費者の立場に立った公正競争規約、表示規約等の効率的な運用に努める。

2．賛助会員加入の促進と諸規約の周知

広告代理店等に対し、四国地区不動産公正取引協議会賛助会員加入の促進を図るとともに、規約等の認識を深め、適正に広告の製作に努めるよう助言、指導を行う。

3．関係官庁並びに関係諸団体との連携

関係規約等の運用上の諸問題について、消費者庁、公正取引委員会、各県担当課との緊密な連携のもとに、その適正な運用と円滑な業務の遂行に努める。

4．消費者に対する相談窓口の確立

消費者からの相談、苦情等を受け付け、適切な対応に努める。